

## 用地関係業務費積算基準における留意点について

用地関係業務の積算時における「所要作業時間等調査」については、下記のとおり計上するものとする。

### 記

#### 用地調査等業務

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業
建物等の調査 (「木造建物」については、 推定再建築費を専門メーカー 一等の見積（総価見積）に て算出した場合のみ	棟	—	主任技師	0.05
地盤変動影響調査等	業務	—	主任技師	1.00

#### 用地補償総合技術業務

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業
全種目 (業務計画書を除く全て)	業務	—	技師長	1.50